

宇和島市住宅リフォーム補助事業 手引き(令和6年度版)

住宅の増改築やリフォーム工事費用の一部を補助いたします。
住環境の整備の推進や、地域経済活性化のための制度です。

【申請受付期間】 令和6年4月1日(月)～予算終了まで

**必ず、工事着工1週間前までに
申請してください。**



宇和島市建設部建築住宅課

電話:0895-49-7028(課直通)

【補助の対象となる人】 ※すべての項目に当てはまる人が対象です。

- 市内在住の人（宇和島市の住民票が取得できる人）
- これまで同補助金の交付を受けていない人
- 住宅に居住する人全員が、納期の到来した市税等を完納していること
- 住宅に居住する人全員の、令和5年1月～12月の所得総額が **550万円以下**であること

ただし、令和7年3月31日時点で18歳以下の子どもとその親が属する子育て世帯については、所得総額550万円に子ども1人につき100万円を加算した金額以下

18歳以下の子ども的人数	所得総額
0人	550万円以下
1人	650万円以下
2人	750万円以下
3人	850万円以下

※1 所得とは、年収（売上・年商）から所得控除額（必要経費）を差し引いた額で、下図の赤枠に記載されている金額です。

令和6年度（令和5年分） 市県民税 所得課税証明書

住所	愛媛県宇和島市		
氏名		生年月日	日

所得等の種類及び金額（円）	所得控除の内訳及び金額（円）	扶養該当	税額等の内訳及び金額（円）
給与（調整控除後）	00	同一生計配偶者	
公的年金等	0	特定	
以下余白		扶養（うち同居老人）	
		その他	
		16歳未満扶養	
		特別障害（うち同居）	
		その他障害	
		本人該当	
		特別障害	
		その他障害	
		勤労学生	
		課税標準額	
		総合課税分	
		分離課税分	
給与収入金額（一般）	00		
給与収入金額（専従）	0		
公的年金等収入金額			

上記のとおり相違ないことを証明します。
令和6年7月11日
愛媛県宇和島市

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払元	宇和島市	支払先	
給与所得控除後の金額		給与所得控除後の金額	
給与		給与所得控除後の金額	
控除対象配偶者		配偶者特別控除の額	
控除対象老人		特定	
控除対象障害者		障害者控除の額	
控除対象勤労学生		勤労学生控除の額	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	
		地震保険料の控除額	
		住宅借入金等特別控除の額	

令和6年7月11日
愛媛県宇和島市



【補助の対象となる住宅】

- 市内にある持ち家住宅（申請者本人、配偶者、親または子名義の住宅）
- これまで同補助金の交付を受けていない住宅
- 建築後、**10年以上経過した住宅**
- 所有者がリフォームを承諾している住宅
- 集合住宅においては、申請者が居住している部屋（賃貸している部屋は不可）
- 併用住宅（店舗兼住宅）においては、延べ面積の1／2以上が居住用であること（補助対象は居住部分のみ）



【補助の対象となる工事】

- 補助対象工事費が**50万円以上**であること（消費税及び地方消費税含む）
- 市内に本店、支店等があり、市内の店舗名で工事請負契約を締結できる建築業者等が施工する工事
- その他、対象となる工事については、別紙「宇和島市住宅リフォーム補助制度に係るQ&A」の対象工事一覧表参照

【補助率】

補助対象工事費の**10%**（1千円未満切り捨て）、**上限20万円**

ただし、令和7年3月31日時点で18歳以下の子どもとその親が属する世帯については、工事にかかった費用の**15%**（1千円未満切り捨て）、**上限30万円**

【注意事項】

- 補助金交付申請は、必ず**補助対象工事着工1週間前まで**に手続きをしてください。

工事着工後の申請については、補助対象外となります。

- 補助金交付申請後の**増額変更はできません**ので、申請前に十分検討してください。
- 申請書等の**書類が揃った時点で受付**となります。予算がなくなり次第終了します。
- **令和7年3月27日（木）までに完了実績報告書が提出できる人**が対象となります。

【提出書類】

1. 交付申請時

- ① 宇和島市住宅リフォーム補助金交付申請書
- ② 工事請負契約書または請書の写し
- ③ 工事内訳見積書の写し
- ④ 住宅の全景写真と補助対象工事箇所の写真
(2～4枚程度ずつA4用紙に集約し、写真の内容を記入すること。)
- ⑤ 住宅の所在地が特定できる地図の写し
- ⑥ 固定資産評価証明書、登記簿謄本など、所有者及び建築年数が証明できる書類
発行場所：市役所5階税務課（登記簿謄本は法務局）
- ⑦ 住宅に居住する全ての人の住民票の写し（「世帯全員」で続柄記載のもの）
発行場所：市役所1階市民課
- ⑧ 住宅に居住する全ての人の令和6年度（令和5年分）所得課税証明書
※ 所得のない方も提出が必要です。（18歳以下の学生は除く）
※ 6月中旬までに申し込む場合は、令和6年度の所得課税証明書の発行ができませんので、源泉徴収票など所得の確認ができるものまたは令和5年度の所得課税証明書を提出し、6月下旬以降、工事完了実績報告書を提出するときに令和6年度の所得課税証明書を添付してください。
発行場所：市役所5階税務課または1階市民課
- ⑨ 住宅に居住する全ての人の市税等に未納がない証明書
発行場所：市役所5階税務課
- ⑩ 住宅の所有者が、申請者と別世帯の親または子の場合は、その関係が分かる書類
発行場所：市役所1階市民課（戸籍謄本など）
- ⑪ 住宅の所有者が申請者以外である場合は、住宅所有者の承諾書(共有名義人を含む。)
- ⑫ 申請者がリフォーム工事完成後に当該住宅に住民票を異動する場合は、誓約書
- ⑬ 補助対象住宅が併用住宅である場合は、住宅の平面図

2. 工事完了後

- ① 宇和島市住宅リフォーム工事完了実績報告書
- ② 補助対象工事をした箇所の工程写真と完成写真
- ③ 工事代金領収書の写し
- ④ 増改築工事で確認済証を受けた場合は、完了検査済証の写し
- ⑤ 工事内容が変更となった場合は、工事請負変更契約書（変更請書）、変更内容が分かる工事内訳見積書の写し
※ 補助対象工事額が増額となっても、補助金の増額は認められません。
- ⑥ 補助金請求書（請求日抜き） ※ 請求日は、**交付確定後の日**となります。

【手続の流れ】

- ① 申請者：補助金交付申請書等を建築住宅課に提出 **※工事着工 1 週間前までに**



- ② 市：事業計画内容が補助対象になるか審査し、対象となった場合に補助金交付決定通知書を送付



- ③ 申請者：リフォーム等の工事施工

※ 補助対象工事をする箇所の**工程写真と完成写真**が必要となります。



- ④ 申請者：施工業者へ工事代金支払い



- ⑤ 申請者：完了実績報告書等を建築住宅課に提出



- ⑥ 市：完了実績報告書等を審査し、補助金交付額の確定通知書を送付



- ⑦ 申請者：補助金請求

※ 完了実績報告書等の提出時に**請求日を空白**で提出してください。

※ 完了実績報告書の審査により、補助金の確定額が交付決定通知額から変更となる場合は、再度請求書を提出していただきます。



- ⑧ 市：補助金請求書に基づき、申請者の指定口座に補助金振込

※ 請求日から 30 日以内

宇和島市住宅リフォーム補助制度に係るQ&A

Q1 対象となるリフォーム等工事の内容はどのような工事ですか？

A1 対象工事一覧表をご参考ください。対象となるか否か判断しがたい場合は、建築住宅課までお問い合わせください。

【対象工事一覧表】

No	リフォーム等の内容	対象	備考
1	住宅の増築	○	確認済証を受けたものは、完了報告時に検査済証を添付すること。
2	住宅の改築又は耐震化工事、耐震改修工事	△	木造住宅耐震化補助の申請をするものは不可。
3	住宅と別棟の車庫、カーポート、物置等の設置工事	×	
4	併用住宅の工事	△	住宅専用部分の工事は可。専用部分の区分けが出来ない工事は個別審査による。
5	住宅の解体工事	△	増改築に伴うものは可。
6	屋根、外壁、軒天の塗装、防水工事	○	コーキング改修を含む。
7	屋根、壁、天井、床、窓の断熱化工事	○	
8	雨どいの取替え工事	○	
9	床フローリング、壁・天井クロス張替え工事	○	塗装も含む。
10	畳の取替え	○	表替えも含む。
11	ドア、襖、障子等の建具工事	○	
12	窓ガラス・網戸の交換	○	
13	カウンター、棚、収納の造作、システム収納、システムキッチン等の設置	○	造り付けであること。
14	浴室、ユニットバス、トイレ、洗面の改修・設置	○	
15	ホームエレベーターの設置	○	
16	換気扇、換気空清機ロスタイの設置	○	
17	火災報知器の設置	○	電池式も対象。
18	防犯装置（監視カメラ、赤外線防犯システム、テレビドアホン、防犯用ライト等）	○	
19	ガス、電気給湯器・灯油ボイラー・電気温水器、IH 機器、床暖房設備、蓄熱暖房設備の設置工事	○	オール電化工事等と一体であれば IH クッキングヒーターも可。(据え置き型でも可。) ※電気機器等のみの単純な買換えは、No. 29 の電気製品購入にあたるため不可。
20	スイッチ、コンセント、配線の設置等の電気工事	○	
21	ガス、給排水管の工事	○	

22	下水道等排水設備工事	△	リフォーム工事等と一体であれば可。(指定工事店により施工すること)
23	室内カーテン等の取替え	△	内装工事等と一体であれば可。
24	エアコン・暖房器機の設置工事	△	内装工事等と一体であれば可。
25	シロアリ駆除、シロアリ防止等の床処理	△	リフォーム工事等と一体であれば可。
26	ウッドデッキ、パーゴラ(東屋)の設置	△	住宅ではないので不可。(住宅と一体であるものは可。)
27	バリアフリー改修	△	高齢者福祉課に補助の申請をするものは不可。
28	合併浄化槽の設置工事	△	都市整備課に補助の申請をするものは不可。
29	電気製品の購入、配線工事	×	リフォーム工事ではないため不可。
30	電話、LAN、TV等の配線工事	×	リフォーム工事ではないため不可。
31	地デジ、CS等のアンテナ取付工事	×	リフォーム工事ではないため不可。
32	壁・天井埋め込みスピーカー設置工事、プロジェクター設置工事	×	リフォーム工事ではないため不可。
33	外構工事(門・塀・擁壁・舗装等)	×	
34	造園工事(屋上緑化含)	×	住宅ではないので不可。
35	太陽光発電システム工事	×	屋根と一体でも不可。
36	公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事	×	
37	その他	△	個別審査により決定。

Q 2 アルミ製の既製品のサンルームなどの設置工事は対象となりますか？

A 2 住宅と一体となる設置であれば対象となることがあります。

Q 3 住宅リフォーム等工事はいつから着工できますか？

A 3 補助金の交付申請をしていただき、交付決定の通知が届いた後、工事着手していただくこととなります。

Q 4 賃貸アパート、貸し家の増改築・リフォーム等工事は対象となりますか？

A 4 持ち家でないため、対象となりません。

Q 5 申請書にある「申請者」は誰を指すのですか？

A 5 その住宅にお住まいになっている方で、住宅のリフォーム等を行う施工主が申請者となります。なお、申請書類等の提出等について、申請者の代理として、施工業者の方が窓口を持参するなどには構いません。

Q 6 実績報告書及び請求書にある「補助事業者」は誰を指すのですか？

A 6 補助事業として交付決定された方で、申請時の「申請者」と同じ方となります。補助金は、

一定の手続き後、補助事業者（申請者）の方に、御本人名義の口座に振り込まれます。

Q 7 申請者と住宅の所有者が異なる場合の添付書類で、「その関係を示す書類」とはどのような書類を添付すればいいのですか？

A 7 申請者の方と所有者の親子関係がわかる書類（戸籍謄本など）を添付してください。また、既に所有者が亡くなられており名義変更の手続きが行われていない場合は、固定資産台帳の**名寄帳**も提出してください。

Q 8 宇和島市住宅リフォーム補助制度の申請は、何回でもできるのですか？

A 8 一戸の住宅について1回限り、お1人1回限りです。

Q 9 市内建築業者等とは？

A 9 宇和島市内に本店や支店など事業所（市内にお住まいの個人の大工さんや個人経営の工務店を含む）を有する業者の方々です。原則として、営業所は対象になりません。

Q 10 市の他の補助制度を受けていると対象外となりますか？

A 10 宇和島市浄化槽設置整備事業費補助金（都市整備課）、地域生活支援事業（福祉課）居宅介護住宅改修（高齢福祉課）などを受ける予定の工事は対象外となります。ただし、重複しない工事部分については補助を受けることが可能です。

Q 11 転入等により、市民税や固定資産税を宇和島市に支払ったことがない場合は補助対象者となりますか？

A 11 宇和島市の住民票が取得でき、市税等の滞納者でなければ、補助対象者となります。なお、所得証明書は元の住所地で取得してください。

Q 12 併用住宅の工事について申請する場合、どのような書類を追加提出すればいいのですか？

A 12 住宅専用部分が延べ床面積の2分の1以上であることが確認できるような、当該住宅の平面図の写しを提出してください。

Q 13 工事途中でリフォーム等工事内容、箇所に変更が生じた場合はどのような手続きが必要ですか？

A 13 工事内容の変更により金額が変更となる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写しと変更内容が分かる工事内訳見積書の写しを提出してください。ただし、補助金額の増額は認められません。